

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	随意契約によることとした会計 法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
神戸防災合同 庁舎電気設備 工事	支出負担行為 担当官 近畿厚生局長 金井 雅利 大阪市中央区 大手前4-1- 76	平成26年6月25日	堀江電機株式 会社 大阪市本田1 -5-11	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99 条第2号 少額随意契約	2,342,000	2,216,160	94.63%	0	-	-	-	
滋賀事務所会 議室空調設備 工事	支出負担行為 担当官 近畿厚生局長 山本 光昭 大阪市中央区 大手前4-1- 76	平成26年9月18日	ダイダン株式 会社 大阪市西区江 戸堀1-9-2 5	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第 102条の4第3号 合同庁舎がPFI事業者に より管理・運営されてお り、工事等についてはPFI 事業者が指定する業者 により実施しなければなら ないため	4,968,000	4,968,000	100.0%	0	-	-	-	
滋賀事務所電 気設備工事	支出負担行為 担当官 近畿厚生局長 山本 光昭 大阪市中央区 大手前4-1- 76	平成26年9月22日	株式会社きん でん 大阪市北区本 庄東2-3-4 1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第 102条の4第3号 合同庁舎がPFI事業者に より管理・運営されてお り、工事等についてはPFI 事業者が指定する業者 により実施しなければなら ないため	3,525,120	3,525,120	100.0%	0	-	-	-	
滋賀事務所電 話設備工事	支出負担行為 担当官 近畿厚生局長 山本 光昭 大阪市中央区 大手前4-1- 76	平成26年11月14日	株式会社きん でん 大阪市北区本 庄東2-3-4 1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第 102条の4第3号 合同庁舎がPFI事業者に より管理・運営されてお り、工事等についてはPFI 事業者が指定する業者 により実施しなければなら ないため	1,026,000	1,026,000	100.0%	0	-	-	-	
兵庫事務所原 状回復工事	支出負担行為 担当官 近畿 厚生局長 山本 光昭 大阪市中央区 大手前4-1- 76	平成26年10月1日	株式会社竹中 工務店 神戸市中央区 磯上通7-1- 8	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102 条の4第3号 当該原状回復工事につい ては、賃貸借契約の条項 に基づき、指定業者で実 施しなければならないため。	3,294,000	3,294,000	100.0%	0	-	-	-	

滋賀事務所原状回復工事	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 山本 光昭 大阪府中央区 大手前4-1-76	平成26年12月10日	星光ビル管理株式会社 大阪府中央区 伏見町4-4-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及会計令第102条の4第3号 当該原状回復工事については、賃貸借契約の条項に基づき、指定業者で実施しなければならないため。	3,132,000	3,132,000	100.0%	0	-	-	-	
大阪第二法務合同庁舎5階執務室内LAN敷設及びコンセント増設工事	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 山本 光昭 大阪府中央区 大手前4-1-76	平成27年1月8日	堀江電機株式会社 大阪府本田1-5-11	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第2号 少額随意契約	2,375,900	2,375,900	100.0%	0	-	-	-	
大阪第二法務合同庁舎5階サーバー用空調設備工事	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 山本 光昭 大阪府中央区 大手前4-1-76	平成27年2月26日	堀江電機株式会社 大阪府本田1-5-11	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条第2号 少額随意契約	1,452,600	1,452,600	100.0%	0	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。